



年末調整について

■勤務先に諸控除の申請を

給与所得者の所得税および復興特別所得税は、通常、事業所が行う年末調整で精算されます。本年中に扶養親族などに異動があった方や保険料（生命、地震など）を支払った方は、諸控除の申告書を勤務先に提出してください

■年末調整事務担当者説明会の開催中止について

年末調整事務担当者説明会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止いたします。なお、年末調整に関する各種情報は、国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) をご覧ください

詳 苫小牧税務署 TEL (32)3165

市市民税課 TEL (32)6253

国民年金保険料の年末調整・確定申告

国民年金保険料を社会保険料控除として年末調整や確定申告を行うときは、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。1月～9月に納付した方には11月上旬に、10月～12月に初めて納付した方には令和3年2月上旬に日本年金機構から送付されます ※家族の保険料

水道修理の申し込み、家屋解体時の届け出、水道凍結に備えて

水道管理課 TEL (32)6696 (平日昼間) TEL (32)6111 (上記以外)

水道修理の申し込み

直接水道業者に電話し、修理を依頼してください。アパートや借家にお住まいの方は、まず大家さんなどにご相談ください。事業者名簿はHPからご覧ください

水道修理 かりつけ 検索

家屋解体時の届け出

水道を利用して家屋の解体を行う際には、別途水道設備の撤去の届出や工事が必要となります。なお、水道設備の撤去は解体事業者ではできませんので、苫小牧市指定の給水装置工事業者に依頼してください。詳しくはHPをご覧ください

苫小牧 水道撤去 検索

水道管凍結に備えて

水道管が凍結すると、水が使えなくなるだけでなく、修理代など思わぬ出費にもつながります。凍結シーズンに備えて、水抜き栓の位置や水抜き方法を確認しましょう。水抜き実演動画をHPに公開しております。是非ご覧ください

水抜き実演 苫小牧 検索

も控除の対象

問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル

0570(003)004-IP 電話の方 TEL

(03)6630-2525

詳 苫小牧年金事務所 TEL (36)6135

市保険年金課 TEL (32)6429

固定資産税の軽減について

■住宅の耐震改修工事

昭和57年1月1日以前から所在する住宅に、平成18年1月1日～令和4年3月31日に、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額の2分の1が減額。また、改修工事によって長期優良住宅の認定を受けたことを証する書類を添付して申告がされた場合には、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の2が減額 ※耐震改修工事の完了後3カ月以内に、資産税課に申告してください

■住宅のバリアフリー改修工事

新築された日から10年以上を経過し、65

■省エネ改修工事

歳以上の方および介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方、所得税や住民税上の障害者控除の適用を受ける方が居住する住宅に、令和4年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額 ※住宅のバリアフリー改修工事の完了後3カ月以内に、資産税課に申告してください

■省エネ改修工事

平成20年1月1日以前から所在している住宅に、平成20年4月1日～令和4年3月31日に省エネ改修工事を行い、一定の基準に適合することが証明された場合、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額。また、平成29年4月1日以降の改修工事によって長期優良住宅の認定を受けたことを証する書類を添付して申告がされた場合には、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の2が減額 ※省エネ改修工事の完了後3カ月以内に、資産税課に申告してください

広告